

宇治市監査委員公表第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 26 日

宇治市監査委員
小 山 茂 樹
森 真 二
水 谷 修

- 1 監査の結果を公表した日
平成 30 年 2 月 22 日（宇治市監査委員公表第 1 号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 都市整備部 公園緑地課
監査期間 平成29年9月29日 ～ 11月20日

	監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1	<p>レストランの施設使用料及び電気・水道料金について、納期限後の納付が見受けられた。施設使用者に対し適正に指導されたい。</p> <p>なお、平成26年度の前回定期監査等において、収入事務受託者が領収した現金を、本市の指定金融機関等へ入金するまでの期間を短縮するよう検討を求めたが、改善が見受けられなかった。適正な事務の執行を強く求める。</p>	<p>レストランの施設使用料については、納期限内の納付を遵守するよう施設使用者に指導するとともに、当課における点検を徹底します。</p> <p>また、収入事務受託者が本市の指定金融機関等へ入金する期間に関する指摘につきましては、現在、収入事務受託者と期間の短縮に向けての調整を行っているところであり、平成30年度中に改善を図ります。</p>

監査対象 都市整備部 都市計画課

監査期間 平成29年9月29日 ～ 11月20日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	証明手数料収入状況について 窓口で領収した現金の指定金融機関への入金が遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。	課内会議にて事例報告し、調定事務を行う職員と手数料収入を徴収する職員が密に連携するよう指導しました。また、事務引継書に注意すべき内容として記載させ、課内回覧しました。現在の状況と致しましては、平成29年11月以降、窓口で領収した現金は、金庫で保管後、半月以内に指定金融機関に入金しております。
2	冊子等売却等収入状況について 平成26年度の前回定期監査において、窓口で領収した現金の指定金融機関への入金が遅れが見受けられたと指摘した点については、今回も同様の状況が見受けられた。適正な事務の執行を強く求める。	課内会議にて事例報告し、調定事務を行う職員と売却等収入を徴収する職員が密に連携するよう指導しました。また、事務引継書に注意すべき内容として記載させ、課内回覧しました。現在の状況と致しましては、平成29年11月以降、窓口で領収した現金は、金庫で保管後、半月以内に指定金融機関に入金しております。